

**結成20周年
新たな大躍進
に向け出発！**

日刊 重労千葉

國鐵千葉動力車勞働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)
電話 { (鉄電) 千葉 2935・2939 番
 (公) 043 (222) 7207 番
2000.7.17 No. 51617

「90・3スト損害賠償請求事件」

千葉地裁の反動判決弾劾！

九〇年三月のストライキは、清算事業団三年目の解雇を目前にして、二月に千葉地労委から出された「一二名をJRに採用したものとして扱え」という救済命令の履行をJR東日本に求めて実施された鬭いである。しかし、JR東日本は、千葉地労委の命令を履行するどころか、スト前日には千葉運転区での職制によるピケ、津田沼では組合事務所の周りをフェンスで囲うなど組合事務所への通行妨害を行なつてきた。これらは、組合

**JR東日本は
弾劾されるべき**

動労千葉は、満腔の怒りでこの反動判決を弾劾するとともに控訴審での勝利に向けて全力で闘いぬくものである。

的 手続 懲様について違法」として「一〇〇〇万円にのぼる損害賠償を請求していた「九〇・三スト損害賠償請求事件」について、動労千葉に対し一四〇〇万円にのぼる損害金を支払えとの反動判決を言い渡してきた。この判決は、労働者の団結権やスト権を不当に制限する反動判決であり、絶対に許せないものである。

七月一四日、千葉地裁民事三
部・園部裁判長は、九〇年三月
に動労千葉が実施した前倒しス
トに対して、JR東日本が「目

信義則を破つた

**は動券千葉の主張
一〇〇%正義**

拒否及びフェンス設置に対する抗議といった要素が含まれていた」「動労千葉組合員を構内に入れなかつたのは、職場環境を適性良好に保持し規律ある業務の運営体制を確保するようになされたもの」「フェンス設置は代替該施設を管理利用する目的に乗務員の安全確保、操業の自由を維持する目的に出たもの」「動労千葉による前倒し実施の目的のうち、(フェンス設置等に対する抗議については、正当なものとはいふことはできないなどとして、動労千葉の主張を斥けるなど、絶対に認めることのできない判断を下している。

――時間前倒ししてストライキを実施したものであり、本来強効されるべきはJR東日本なのである。

この点については、千葉地労委はJR東日本のこうしたスト妨害を不当労働行為と認定し、組合員の処分を取り消すように救済命令を発している。

活動に対する支配介入、明確なストライキの実行性を確保するために止むを得なく戦術拡大!!

**前倒ストの主要
因はある！JR東日本**

されてる」などと、全く許さない判断を行なつてゐる。本件スト以前までは構内への立入りを組合事務所への通行を認めていたにもかかわらず、本件ストでは全く認めないばかりか、前項のような対応にでるなど、労使の信義則を一方的に破つたのはJR東日本だ。こうした事実を全く無視した判決は断じて許することはできない。

のはJR東日本だ

しかし、この反動判決にいたりつても、JR東日本のあまりにもでたらめな主張の部分については、これを斥けている。列車の「転動防止」が行なわれなかつたことを理由にして、「違法スト」とするJR東日本の主張については、「違反が認められなかつた」として心や執務標準違反となるとして、争議行為として行なわれま

勝利判決獲得くへ

動労千葉は、労働者の権利で
あるスト権を不当に制限する本
判決の反動性を明らかにして控
訴審での勝利をかちとるととも
に、JRとJR総連革マルの結
託体制打倒！組織強化・拡大！
闘う労働組合の全国ネットワー
クをつくりあげるために全力で
闘いぬくものである。

大失業と戦争の時代に通用する新しい世代の勤労千葉を創りあげよう！